

議案第59号

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を次のように改正する。

令和6年11月28日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

逗子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年逗子市条例第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準）

第2条 法第34条の16第1項前段に規定する条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、次条から第5条までに定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）で定める基準（省令附則第6条から第9条までに規定する基準の特例を除く。）のとおりとする。

（職員）

第3条 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。以下同じ。）を修了した保育士等（保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法

律第107号)第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)、保健師、看護師又は幼稚園教諭の資格を有する者)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する者であり、かつ、市長が家庭的保育者として適当であると認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者

(2) 法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号のいずれにも該当しない者

2 家庭的保育事業に従事する職員は、2人を下回らないこととする。

3 小規模保育事業B型を行う事業所の保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち3分の2以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人

4 小規模保育事業C型を行う事業所には、家庭的保育者(家庭的保育者のうち1人は、保育士資格を有すること。)、嘱託医及び調理員(家庭的保育者又は家庭的保育補助者が調理員を兼ねることができる。)を置かなければならない。ただし、当該調理従事者を除いたうえで職員数の基準を満たさなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 市及び家庭的保育事業者等は、逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「暴力団排除条例」という。)第3条に規定する基本理念にのっとり、家庭的保育事業者等から暴力団を排除するため必要な措置を講じるものとする。

2 家庭的保育事業者等及びその職員は、暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等であつてはならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）の施行による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、家庭的保育事業等における職員配置の最低基準について見直すとともに、本条例が従前より厚生労働省令で定める基準に準じた条文としているところ、厚生労働省令の改正に早期に対応する観点から、厚生労働省令を引用する条文構造に転換するに当たり、改正の要あるため提案する。